

出席停止に関わる「登所届」について

学校保健安全法により出席停止となった場合は「登所届」の提出をお願いします。

下記の「登所届」については、保護者の方が記入・押印して指導員に提出して下さい。

記

学校保健法で示されている主なものは以下のようになります。（平成24年4月1日一部改正）

（参考）主な病気の停止期間の基準

| | |
|-----------------|---|
| 麻疹（はしか） | 解熱した後、3日間を経過するまで |
| 風疹（3日はしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| そのほか…… | 医師の指示による期間 |

※ 医師の診断によって指示された期間が最優先されます。

(キリトリ)

東海村学童クラブ指定管理者

テルウェル東日本株式会社

登 所 届

平成 年 月 日

病気()が完治しましたので、本日から登所させます。

1 診断を受けた病院・医院名 _____

2 医師から休むよう指示された期間 _____ 月 日 から _____ 月 日まで

学童クラブ 在籍児童()年 氏 名 _____

保 護 者 氏 名 _____ 印